

ID: 488

担当部署: 風連国民健康保険診療所 事務課 庶務医事係

処分の概要	料金の減免		
例規名 根拠条項	名寄市風連国民健康保険診療所診療報酬その他料金徴収条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第211号		
<p>【根拠条文】 (料金の減免) 第5条 市長は、社会衛生上、市民の多数を診察治療する必要があると認めるときは、所定料金を減免することができる。また、所長において医術研究上必要と認めた患者に限り、所定料金を減免することができる。 2 前項の減免は、市長の承諾を経て所長がこれを決定する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日